

第4部 第2期障がい児福祉計画

第1章 基本的な考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、基本指針の「障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」に掲げられている次のような点に配慮して計画的な整備を行います。

- 子ども・子育て支援の良質かつ適切な内容及び水準の確保を図り、健やかに成長するように支援するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備する。
- 児童発達支援センターについては、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図るとともに、その地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- 障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、県の各担当部局との連携体制を確保する。
- 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保する。
- 障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る。
- 重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握を行い、支援体制の充実を図る。
- 障がい児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る。

第2章 令和5年度における支援提供体制

基本指針に示されている障がい児支援の提供体制の整備等については、以下のように施設、サービスの整備を図ります。

●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの令和5年度末までの設置検討を進めます。

なお、本市では、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

《基本指針に示された目標》

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

●難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

県が計画に盛り込む聴覚障がい児を含む難聴児への支援体制と連携した支援を行います。

《基本指針に示された目標》

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、重症心身障がい児が利用する児童発達支援及び放課後等デイサービスの体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

《基本指針に示された目標》

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本市では、医療的ケア児の適切な支援についての協議を行う場として、医療的ケア児等支援協議会を設置しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの複数配置も行っており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

医療機器や医療行為を伴う介助が必要であるという特殊性により、短期入所サービスや災害発生時支援が整備できていないため、対象者の状況や実態の把握を進めるとともに関係機関の協力による支援体制構築を進めます。

《基本指針に示された目標》

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第3章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込量及び確保方策

第1節 障がい児通所支援

1 サービスの概要

サービスの種別	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を総合調整する人のことです。

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、放課後等デイサービスの利用が増加するとともに、児童発達支援も見込量を上回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援	人/月	実績値	139	139	112
		見込量	122	126	130
	人日/月	実績値	834	834	784
		見込量	677	728	751
放課後等デイサービス	人/月	実績値	334	402	454
		見込量	317	336	346
	人日/月	実績値	3,006	3,216	3,632
		見込量	2,627	2,758	2,841
保育所等訪問支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	8	8	8

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

種類	単位	区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
コーディネーター配置人数	人	実績値	2	3	0

3 サービス見込量とその確保のための方策

サービス提供事業所及び市発達支援課、保健センター等、関係機関と連携しながら事業の周知を図り、必要なニーズに見合うサービス提供体制の確保に努めます。

■ 障がい児通所支援サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	134	139	146
	人日/月	840	852	860
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
放課後等デイサービス	人/月	476	499	523
	人日/月	4,104	4,309	4,524
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置人数	人	5	5	5

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

第2節 障がい児相談支援

1 サービスの概要

サービスの種別	実施内容
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、令和2年度では、見込量を上回る利用が見込まれています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
障がい児相談支援	人/月	実績値	71	78	106
		見込量	85	90	93

3 サービス見込量とその確保のための方策

障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障がい児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

■ 障がい児相談支援サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人/月	96	102	111

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
障がい児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

第3節 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人等に対する支援については、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を踏まえ、以下の項目について、必要量を見込みました。

■ 発達障がいのある人等に対する支援 ■

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	30人	30人	30人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

【基本指針による見込量の考え方】

種類	見込量算出の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

第4章 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第1節 実施事業

事業名	事業内容
日中一時支援事業 (再掲)	<p>ア タイムケア事業 障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業 障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
移動支援事業 (再掲)	<p>屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。 本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。</p>
訪問入浴サービス事業 (再掲)	<p>入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。</p>
日常生活用具給付等事業 (再掲)	<p>日常生活用具給付等事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。</p>

第2節 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業は、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
タイムケア事業	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
	人/年	実績値	4	4	4
		見込量	10	10	10
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	実績値	7	6	6
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	12	8	10
		見込量	15	17	19
移動支援事業	利用者数/年	実績値	8	8	8
		見込量	6	7	8
	延利用時間/年	実績値	215	205	210
		見込量	285	310	337
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	1	1	1
		見込量	-	-	-

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	0	2	1
		見込量	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	6	4	5
		見込量	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	4	2	3
		見込量	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	113	91	102
		見込量	80	80	80
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	364	356	364
		見込量	421	421	421
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

2 サービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業については、新居浜市の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後とも、各事業のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保と質の向上に努め、サービス提供体制の充実・強化を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タイムケア事業	実施箇所数	1	1	1
	人/年	5	5	5
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	10	10	10
移動支援事業	利用者数/年	8	8	8
	延利用時間/年	210	210	210
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数/年	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付件数/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	102	102	102
排せつ管理支援用具	給付件数/年	372	380	388
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	1	1	1